休業協定書

甲と乙は休業に関して、休業の実施に関し次の事項について協定する。

１．休業の期間

　　休業は令和　３年　１月　１日～令和　３　年　４月　３０日までの間において、これらの日を含め、　１２０　日間実施する。なお、一斉短時間休業期間はなしとする。

２.休業の時間数

　　休業中の１日の時間数は、１日の所定労働時間である１日　８時間　００分間とする。

３．休業の対象者

（1）休業となる部門等　　すべての部門

　（２）休業日の休業人数は概ね　　２人　とする。

４．休業手当の支払基準

　休業日に、次の基準により算定した額の手当を支払うものとする。

1. １日当たりの賃金額の算定方法

イ.月ごとに支払う賃金　　　　月額　÷　月の所定労働日数

ロ・日ごとに支払う賃金　　　　その額

ハ・時間ごとに支払う賃金　　時間額×1日の所定労働時間数

（２）対象となる賃金

基本給

（３）支給率　100％

５．雑則

　この協定は令和　　３　年　１月　１日に発行し、令和　３　年　　４月　３０　日に失効する。

令和　２年　　１２月　　３１日

　　　　　　　　　　　　甲　　　　　　　事業主名称　株式会社プラスミュージック

 事業主氏名　代表取締役　稲岡　大治　　　 ㊞

乙　　　　　　労働者代表氏名　尾﨑　江利子　　　　　㊞